

第3章 悠久の歴史と風土を活かした 観光のまちの実現

第1節 観光・交流活動

第1項 観光 ★★★第2項 交流活動 ★

第2節 文化財の活用・保存

第1項 市民文化 第2項 文化財の活用・保存

第3節 環境保全の推進

第1項 環境保全

(★目標・指標を設定)



第1項 観光







■現況と課題

本市は、交流人口ならびに観光消費額の拡大による地域内経済の好循環を図るため、「御食国若狭と鯖街道」ならびに「北前船寄港地・船主集落」の日本遺産W認定をはじめ、鯖の養殖や御食国の歴史といった地域資源やストーリーを活かすほか、京都の料理人と連携するなど、小浜ならではの食や体験を提供する必要があります。

新型コロナウイルス感染症の影響による、国内やインバウンド観光の促進については、今後における国の方針を注視するとともに、「重点支援 DMO^{41} 」に認定された株式会社まちづくり小浜「おばま観光局」が、これまで以上に国の支援を受け、コロナ禍以後の社会を見据えた観光資源の研きあげや受入環境整備等の着地整備を優先的に取り組むことが求められます。

コロナ禍以後の社会を見据え新たな観光振興施策に取り組むため、おばま観光局、一般社団法人若狭おばま観光協会の役割を明確にし、互いの機能を確保しながら統合を図るなど、効果的な情報発信、受入体制の整備が必要です。

■基本方針

本市には、日本遺産に代表される歴史・文化をはじめ、美しい自然、新鮮な食材、伝統の味、地域に密着した祭礼など、かけがえのない文化遺産が数多くあります。

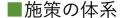
地域固有の文化が外部から評価されることで市民の誇りや愛着心、郷土愛の醸成につながり、そこから 文化の継承や新たな魅力の創造へと続き、さらに新たなお客様を呼び込む好循環を生み出すしくみをつく ります。

北陸新幹線敦賀開業、その先の北陸新幹線全線開業に向け、かけがえのない本市の地域資源を研き輝かせ、人と人とが笑顔で行き交うまちの創造に取り組むとともに、嶺南地域における広域観光の推進等を通じて、観光交流人口の増加、滞在時間の延長を図り、観光消費額を増大させることにより地域の経済を発展させます。

■目標・指標

 目標・指標名	目標・指標説明	実績値	目標値	
日保・担保石		令和元年度	令和7年度	令和 12 年度
観光交流人口	市内の観光施設等に訪れた 1年間の観光客数 (延べ数)	189 万人	204 万人	224 万人
観光消費額	宿泊費、交通費、土産代、入 場料等の1年間の合計額	109 億円	128 億円	146 億円
教育旅行受入者数	市内施設における1年間の 教育旅行受入者数	5,935 人	7,000 人	8,500 人

¹ **重点支援DMO** | コロナ禍以後の社会を見据え、海外との人的交流が回復するまでの期間を活用し、インバウンド誘客を含む観光地域振興に積極的に取り組む先駆的な観光地域づくり法人 (DMO) であって、意欲とポテンシャルがあり、地域の観光資源の研きあげや受入環境の整備などに優先的に取り組む観光地域づくり法人。







■取組内容

第1号 総合的な観光施策の推進

- 小浜 I C に近接し自家用車等で小浜市に訪れた観光客の玄関口となる「道の駅」と、食文化館を中心とする「海の駅」エリア、そして、市指定文化財「旭座」をランドマークとする「まちの駅」、公共交通機関の玄関口となる J R 小浜駅、小浜市インフォメーションセンターの 4 駅が I o T 等を活用し、情報共有に取り組み、協力して市内全体に観光客の周遊性を創出し、経済の活性化を図ります。
- SNSの活用などICT技術を活用し、効率的な情報発信を行います。
- 観光を切り口とした産業振興を図るため、1次・2次・3次産業の6次化⁴²による地域資源の有効活用に取り組み、市内産業および経済への波及効果を生みだします。
- 文化財等について、これまでの「保存」から「保存・活用」へと展開し、ストーリーと体験等をあわせ情報発信することで、他にはない小浜ならではの観光ルートを創出します。
- 北陸新幹線全線開業を見据え、首都圏や北信越地域から誘客に取り組みます。

第2号 観光関連団体との協力・連携

- 「重点支援 DMO」に選定された「おばま観光局」と「一般社団法人若狭おばま観光協会」との役割を明確化し、互いの機能を有効に活かしながら統合を図り、市とともにマネジメントからプロモーションを一体的に行います。
- 新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式に対応した、観光振興施策の推進について観光関連 団体と連携して取り組みます。
- 福井県や若狭湾観光連盟等と協力して広域観光の誘客に取り組みます。
- 各種観光関連団体が行う観光振興の取組みを支援します。
- 各種観光団体間の連携・協力体制の構築を推進します。

第3号 インバウンド観光の推進

- 北陸新幹線の全線開通を見据え、インバウンド観光客をターゲットとして、OTA⁴³や海外旅行会社などへPRを展開します。
- AIやIoT技術を活用した多言語化を推進し、持続可能なインバウンド受入体制の環境整備に取り 組みます。
- 新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、姉妹都市や友好都市との交流を通じて受入れを推進します。
- 外国人観光客の多い京都・奈良との連携による本市への観光ルート等を開発し、本市ならではの外国 人ツアー客の増加を図ります。
- 観光客向けの案内看板の整備については、多言語表記をするため、「小浜市マイタウンサイン計画」 を見直し、効果的な誘導に努めます。

 $^{^{42}}$ **1次・2次・3次産業の6次化** | 1次、2次、3次それぞれの産業を結合・融合することにより、新たな産業を形成し、地域に新たな所得と就業の機会を生みだそうとする取組みのこと。

⁴³ **OTA**|Online Travel Agent:インターネット上だけで取引を行う旅行会社のこと。

第4号 観光資源の整備・開発

- 北陸新幹線敦賀開業アクションプランに基づき、「観光の目的地」として選ばれるよう、地域資源の 魅力の向上、発掘や基盤整備に取り組みます。
- 官民が連携し地域営業力を強化するとともに、「若狭の語り部」の育成や市民一人ひとりが観光コンシェルジュとして、地域をあげてのホスピタリティ⁴⁴を向上させるなど、観光客の受入体制を整備します。
- 海・山などの自然をはじめ、食、歴史・文化など、既存の豊富な観光資源の魅力を活かすとともに、 新たな観光資源の可能性を探ります。
- Wi-Fi環境の整備や免税店の増加、キャッシュレス化などについて民間事業者と協力し、受入環境の整備・充実に取り組みます。
- 市内の観光スポットを結ぶ循環バスを運行するとともに、歴史的遺産などを体感できるバーチャル空間の提供など、周遊性を創出する基盤づくりに取り組みます。
- 新型コロナウイルス感染症による、新たな観光振興策として、まちあるきやレンタサイクルを活用した周遊観光ルートの充実を図ります。
- 着地型観光⁴⁵メニューの企画の充実を図るなど、観光客の滞在時間の延長を図ります。

第5号 食を活かした観光施策の推進

- 食のまちづくりの取組みを引き続き展開するとともに、その中で培ってきたノウハウをもとに、食を 活かした観光施策を推進します。
- 自然や文化財等の観光資源を単に見るだけではなく、「食」や「ストーリー」と合わせて提供することにより、小浜ならではの観光振興に取り組みます。
- 体験観光のニーズの高まりに対応するため、特に教育旅行で人気を博している、体験交流施設等を活用し観光誘客に取り組みます。
- 京都のシェフや料理マスターズ等と連携し、食のレベルアップやブランド化を図り、小浜ならではの 食を提供できる店舗数の増加および人材育成に取り組みます。
- 食のまちづくりの拠点施設である食文化館をはじめ、「海の駅」川崎地区は、小浜を象徴する「食」や「体験」、「風景」に出会える場所として、観光交流人口が増加していることから、「海の駅」エリアを中心に食等の魅力を発信し、さらなる観光交流人口の増加を図り、その効果を市内へ波及するしくみづくりに取り組みます。
- 食文化館の展示物の充実や季節に応じた企画イベントの充実を図ります。
- 「おばま観光局」は、食文化館と濱の四季を組み込んだ活用についてプロデュースし、小浜の「食」 を代表するメニューの開発に取り組みます。
- 「おばま観光局」において、地場産品を活用した特産品やご当地グルメを企画・開発するとともに、 市内への普及促進ならびに販路の拡大により、地域産業の活性化を図ります。

⁴⁴ ホスピタリティ|おもてなしの心、相手を思いやり、手厚くもてなすこと。観光産業の基本理念として捉えられる。

⁴⁵ **着地型観光** | 地域住民が主体となって観光資源を発掘、プログラム化し、旅行商品としてマーケットへ発信・集客を行う一連の取組み。



市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者・行政は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ、北陸新幹線敦賀開業および全線開業に向け「おばま観光局」が中心となって展開する観光施策において、それぞれが持つ地域力を最大限に活かしながら、一体となって取り組みます。

市民・団体・事業者・行政は、本市が有する地域資源について熟知し、一人ひとりが観光コンシェルジュとして観光客の満足度を高める取組みに努めます。

市民・団体・事業者・行政は、着地型観光の担い手であることから、地域あげてのホスピタリティの向上に努め、多くの観光客を迎える受け皿となり「観光で稼ぐ」施策に取り組みます。

行政は、観光や交流に関するイベント等において I o T技術等を活用し、市民・団体・事業者との情報 共有および情報発信に取り組み、観光誘客につなげます。



若狭おばま観光案内所にて



道の駅若狭おばま 拡張イメージ

第2項 交流活動



■現況と課題

本市はこれまで、姉妹都市や友好都市との交流をはじめ、経済・文化・教育等を通じ様々な交流活動を展開してきました。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により交流活動は停滞しているものの、感染症の終息後はこれまで以上に活発に交流活動を展開することが必要です。そうした交流活動には、市民主体の積極的な取組みが大切であり、今後は、北陸新幹線敦賀開業・全線開業を控え、地域あげてのホスピタリティの向上等が必要となります。

交流活動を通じ、本市の活性化を推進するためには、姉妹都市等との経済交流を促進するとともに、国内都市間での交流事業に広域的に取り組むことが必要です。

国際交流については、交通手段、情報通信技術等の急速な発達により、国境を越えた人や情報等の往来が飛躍的に増大しています。

このことは、在住外国人の増加や外国人旅行者の増加、国境を越えた環境問題の深刻化など、様々な分野において国際化の波が地域にも及んできており、本市においても国際化に対応した施策を推進する必要があります。

本市では、国際交流に関する民間団体の活動が活発ではあるものの、人材や財政などの体制は必ずしも十分とは言えないのが現状です。

今後、国際化の進展に伴い、本市に住む外国人が増えると予測される中、悩みや問題を安心して相談できる国際交流団体や人材の育成が必要です。

また、外国人旅行者等にストレスなく本市に滞在いただくためには、各観光施設をはじめ、市内の飲食店や宿泊施設などのほか、小売店や交通機関など滞在中に利用する店舗や機関においても、多言語表記の案内看板や資料等をさらに充実させるなど、市全体として受入体制を整える必要があります。

■基本方針

市民が主体となった、様々な交流活動を推進します。

交流の受け皿となるすべての市民は、本市が有する地域資源について熟知するよう努め、それぞれの資質を高め、誇りや愛着心、郷土愛の醸成を図るとともに、地域あげてのホスピタリティの向上をめざします。

姉妹都市や友好都市等との都市間交流を推進し、本市の活性化を図ります。

国際交流活動への市民の参加、関与を積極的に進めます。

市民主体の国際交流活動となるよう、民間団体の充実・強化に向けた支援を行うとともに、民間団体と行政の連携を図ります。

■目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	実績値	目標値	
日保・担保石		令和元年度	令和7年度	令和 12 年度
国際交流関係イベント への参加者数	市内で活躍する国際交流関 係グループが実施するイベ ントへの1年間の参加者数	1,641 人	2,200 人	2,900 人

■施策の体系



第2項 交流活動 第1号 交流環境の充実 第2号 都市間交流の促進 第3号 国際交流活動の推進

■取組内容

第1号 交流環境の充実

- 交流活動の主体となるすべての市民は、本市が有する地域資源について熟知するよう努め、それぞれ の資質を高め、誇りや愛着心、郷土愛の醸成を図るとともに、地域あげてのホスピタリティの向上に 努めます。
- 外国人観光客の市内への受入れを促進するため、観光案内看板や観光パンフレット等を多言語化するなど、継続して受入基盤を整備するとともに、I o Tを駆使した通訳や通訳ガイドの育成を図るなど、外国人受入体制を整備します。
- 広報媒体や各種団体のネットワーク等を通じて国際交流や多文化共生に関する情報を提供し、より多くの市民の参加や支援を得るための環境を整備します。

第2号 都市間交流の促進

- 姉妹都市・友好都市等の文化や歴史、さらには文化圏への理解を深めるとともに、本市の歴史・文化 の紹介を通じて、市民の都市間交流を促進します。
- ICTを活用し、都市間相互の積極的、効果的な情報発信に取り組むとともに、交流機会を創出します。

※国内の姉妹都市/奈良市(奈良県)、川越市(埼玉県) 友好都市/富士宮市(静岡県)

第3号 国際交流活動の推進

- 市民主体による国際交流事業や友好都市を軸とした交流活動を展開し、市民の国際意識の醸成を図る とともに、通訳ガイドを育成するなど、多文化共生に向けた交流基盤を整備します。
- 将来を担う若い世代の国際感覚を醸成するため、学校教育のみならず、地域での国際交流活動の実施など、 I C T の利点を活かした国際交流の機会を創出します。

※海外の姉妹・友好都市/慶州市(大韓民国)、西安市(中華人民共和国)、平湖市(中華人民共和国)

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

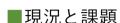
市民・団体・事業者・行政は、本市が有する地域資源について熟知するなど、地域あげてのホスピタリティの向上に努めるとともに、交流活動へ積極的に参画します。

行政は、充実した交流活動となるよう環境整備に努めるとともに、市民・団体・事業者が実施する活動に対して支援します。

第2節 文化財の活用・保存

第1項 市民文化





本市には、優れた食材や加工食など多くの食文化が継承されており、それらは本市が取り組む「食のまちづくり」の根幹であると考えています。

しかしながら、少子化やライフスタイルの変化などの影響により、それらの保護継承が難しくなっていることから、食文化の普及・啓発と、それらを継承する人材育成が必要となっています。

また、本市では、「文芸おばま」と「小浜市文化協会」の二本の柱により文化・芸術活動の振興に取り組んでいます。

「文芸おばま」では、文化会館の自主事業として若狭小浜第九演奏会や市民ミュージカルをはじめとする舞台芸術公演等の開催、「小浜市文化協会」では、総合文化祭や市美術展の開催などを通じて、広く市民に文化・芸術にふれる機会を提供していますが、人口減少や少子高齢化の進展による活力低下、さらに若年層の関心の低下による活動の衰退が懸念されます。

一方で、上方落語協会と連携協力協定を締結し、「旭座」を舞台に全国女性落語大会や定期的に落語会 を開催するなど、「落語」が本市の新たな文化として芽生えているところです。

今後は、文化会館や「旭座」を文化振興の拠点として、特に子どもや若い世代が関心を寄せる様々な取組みを積極的に支援する必要があります。

また、施設の計画的な修繕や更新により長寿命化を図り、市民のニーズに合わせた利用しやすい文化施設にする必要があります。

市立図書館については、近くに福井県立若狭図書学習センターがあり、相互貸借や定期的な合同チラシの発行など様々な業務において協力しつつ、それぞれの特徴を活かした運営を行っています。

また、中心市街地にあるという立地特性、児童フロアが独立している建物構造、保管する「酒井家文庫」等、多数の貴重な歴史資料を活かした、市立図書館ならではの運用を実施しています。

■基本方針

「御食国」や「鯖街道」といった誇れる食の歴史を有する本市には、食に関連した伝統行事や行事食、 伝承料理や発酵食品をはじめとした加工技術など、多くの魅力ある食文化が継承されています。

このような食文化をはじめ、伝統産業や自然景観など本市の地域資源を理解することは、地域への理解や誇りの高まりにつながるとともに、優れた文化・芸術は日々の暮らしに感動や喜び、ゆとりやうるおいを与えます。

そこで、文化が人を育てるという考え方のもと、文化・芸術活動を支援し、食文化をはじめとした本市の文化財全般を次代へ継承するとともに、様々な分野でまちづくりに活かす人材を育成するなど、総合的かつ持続的な文化の振興を図り、魅力あるまちづくりを進めます。

第2節 文化財の活用・保存

■施策の体系



第1項 市民文化 第1号 食文化の継承 第2号 文化・芸術活動の振興 第3号 施設の充実と活用

■取組内容

第1号 食文化の継承

- 食文化館における展示を随時見直し、本市をはじめ日本の食文化の普及・啓発に努めます。
- 食文化をテーマにした料理教室や講座を開催し、食文化を学ぶ機会の増加に努めます。
- 担い手不足が顕在化している食関連産業においては、都会から若者を呼び込み、人材育成を目的に設置した「御食国 食の学校」での研修を経て、市内での就職や起業につなげます。

第2号 文化・芸術活動の振興

- 「小浜市文化協会」や「文芸おばま」等の活動や組織運営に対する支援、助言および指導を行い、文化・芸術活動の振興を図ります。
- 本市の地域性や歴史等の特色を活かした、個性豊かな市民文化の創造を推進します。
- 文化・芸術活動に関する情報の収集と発信に努め、文化交流の拡大を図る中で文化や芸術に親しむ機会の増加をめざします。

第3号 施設の充実と活用

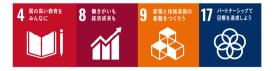
- 文化会館については、建物の耐震工事、照明や空調設備の改修など、計画的に施設や機器を整備し、 長寿命化を図り、地域の中心的な文化施設としてイベントの実施のみにとどまらず、文化・芸術活動 を通じた文化交流の拠点として活用します。
- 図書館の蔵書の充実を図るとともに、おはなし会を開催するなど、親子で参加できるイベントを実施 することにより、来館者の増加に取り組みます。
- 保育園・小学校等への図書の団体貸出しに継続して取り組み、利用率の向上を図ります。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者・行政は、協働して食文化の継承と人材の育成に取り組みます。

市民・団体・事業者それぞれが主体となり、相互に連携・協力して文化・芸術活動に取り組みます。行政は、観光や教育等の施策に文化・芸術活動を取り入れるなど、他分野との連携・協力に努めます。

第2項 文化財の活用・保存



■現況と課題

本市は、2件の日本遺産認定が示すとおり、歴史的に多層で多様な文化財を有する全国屈指の文化都市です。これらの文化財と日本遺産の歴史物語を活かした地域活性化の取組みは全国から注目されています。しかしながら、人口減少の時代を迎え、文化財所有者だけで文化財を活かし、守り伝えることが困難な状況に陥っており、また、近年増加している災害などへの対応も喫緊の課題となっています。

さらには、担い手の不足により、文化財資材の確保や保存技術の伝承、民俗文化財の継続などは、関係者だけでは対応が不可能な状況となっています。

今後は、小浜市の大切な文化財について、市民一人ひとりがそれぞれできる範囲で「知り」「見つけ」 「守り」「活かす」取組みに関わることが必要になってきています。

また、文化財をより身近に感じるためには、観光や産業振興で多様に活用する取組みも必要となっています。



国宝 明通寺

■基本方針

小浜市の文化財(たからもの)は、全国に誇るべきもので、日本遺産「御食国若狭と鯖街道」につながる物語を中心に、私たちのシビックプライド⁴⁶になっています。その価値を市民で共有し、「おばまだからできること。」を研きあげ、さらなる活用を促進して地域活性化につなげていきます。

こうした活動により収益を獲得し、大切な文化財を市民全体で保存継承していく体制を整え、「たから もの」を活かした魅力的で小浜らしいまちづくりを推進します。

⁴⁶ **シビックプライド** | まちに対する市民の誇り。単なる郷土愛ではなく、ここをより良い場所にするために自分自身が関わっているという、当事者意識に基づく自負心を指す。

第2節 文化財の活用・保存

■施策の体系



第2項 文化財の活用・保存 — 第1号 文化財の調査・指定・保存 第2号 文化財の整備・活用

■取組内容

第1号 文化財の調査・指定・保存

- 社会、経済情勢の変化などによる文化財の亡失を防ぐため、未指定文化財の調査を市民と協働で進めることにより、市民と文化財の関わりを創出し、恒久的な保護・保存に努め、次世代へ継承していきます。
- 所有者と行政のみならず、市民一人ひとりができる範囲で関係性を持つ文化財保存体制を構築します。
- 日本遺産のストーリーと関連する「港町」や「食文化」に係る文化財の調査・指定・保存に取り組みます。
- 文化財を脅かす災害等への備えや対応を充実させます。

第2号 文化財の整備・活用

- 小浜の文化財(たからもの)を活かし、継承するために作成した「小浜市文化財保存活用地域計画 ~ おばまだからできること。~」に基づき、文化財を身近に感じることのできる活用事業を実施 し、同計画で定める小浜西組重要伝統的建造物群保存地区や後瀬山城跡、多田ヶ岳一帯の社寺遺産 群をはじめとする重点区域の整備を進めます。
- 従来の文化財の枠に捉われず、産業や環境など地域の特性とも関係づけた活用を推進し、文化財を核 とした地域の誇りとにぎわいの創出に努めます。
- 日本遺産の認定地域や歴史ストーリーを共有する関連地域との相互交流を推進し、地域活性化を図ります。
- 文化財を活用した体験プログラムを市民と協働で生み出すとともに、文化財を特別なイベント会場として活用する取組みや店舗としての利活用などを促進します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、文化財所有者と連携しながら、それぞれにできる範囲で「知り」「見つけ」「守り」「活かす」取組みに関わることができるよう機会を創出していきます。

団体は、市民と文化財所有者との取組みを支援するとともに、具現化に向けて地域活性化事業を実施します。

事業者は、市民や団体の活動を核としながら、店舗やイベント活用により収益を生み出し、文化財の保存に還元していきます。

行政は、関係者間のコーディネートを行い、文化財の適切な活用を促進するとともに、地域活性化や恒久的な文化財の保存に資する調査・保存修理事業に取り組み、歴史と文化の香り高いまちづくり「おばまだからできること。」を構築していきます。

第3節 環境保全の推進

第1項 環境保全



















■現況と課題

環境問題は、地球温暖化や異常気象等、地球規模の問題から、廃棄物の不適正処理や生活排水による水 質汚濁等、市民生活に密着したものまで多岐にわたっており、解決に向けた幅広い取組みが必要です。

市内を流れる北川・南川の水質は、下水道の普及により、全般的に良好な状態を保っています。

リアス海岸を有する若狭湾に面する海岸は、近年、国内や周辺国地域からの海岸漂着物の影響を受けて います。

市の施設においては、電力・灯油・重油・ガソリンなどの使用量を減らし、温室効果ガスの削減に努め

今後も、本市の自然環境を守り、住みやすい小浜を次代に引き継いでいくためには、脱炭素社会をめざ した取組みや海岸漂着物の対応、不法投棄防止や水質保全など様々な対策が必要です。



■基本方針

本市は、海、川、山などの優れた自然環境に囲まれており、その恵まれた環境を保全していく必要があ ります。

今後も、豊かな自然環境を守り、住みやすい小浜を次代に引き継いでいくため、「小浜市環境基本計画 | に基づく各種施策に取り組みます。

第3節 環境保全の推進

■施策の体系





■取組内容

第1号 自然環境との共生

- 適切な農林業活動を通じて森林や農地の涵養能力を確保するほか、外来生物対策を推進するなど、山林、農地を含む自然環境の保全に努めます。
- 美しい海、川、山、豊富できれいな地下水や湧き水など、誇るべき地域資源の維持、保全、適切な利活用に努めます。

第2号 生活環境の保全

● 公共用水域⁴⁷や地下水の水質保全、不法投棄の防止、海岸漂着物等の回収処理および発生抑制対策、 野焼き禁止の啓発・指導、環境美化活動などを推進し、市民生活に直結する生活環境の保全に努めま す。

第3号 地域環境の保全

● 地球規模の環境問題である温暖化防止のための脱炭素社会の推進や、海洋汚染などの防止対策に取り 組むとともに、環境負荷の軽減に対する意識の醸成を図ります。

第4号 参加・教育・学習

ごみ焼却場やリサイクル施設、最終処分場の見学および学校や地域での自然体験などの環境学習を進め、市民の環境保全意識の向上に努めます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者は、環境保全に対する意識を高めるとともに、クリーン作戦や不法投棄の防止等、それぞれの地域の環境美化活動に取り組みます。

行政は、市民や団体、事業者の模範となる環境保全に対する取組みを進めるとともに、すべての市民等 が環境保全に対する意識を持ち、積極的に取組みを進めるよう環境学習等を推進します。

⁴⁷ 公共用水域 | 水質汚濁防止法において定めている、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域および これに接続する公共溝渠、かんがい用水路、公共下水道等のこと。